

第 1 種身体障がい者・介護者、
及び第 1 種知的障がい者・介護者用
特別割引 IC カード取扱規程

第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用

特別割引 IC カード取扱規程

——目 次——

第1条	(目的)	1
第2条	(変更)	1
第3条	(適用範囲)	1
第4条	(用語の意義)	2
第5条	(介護者用カードの記名人)	2
第6条	(使用資格)	2
第7条	(使用方法)	2
第8条	(運賃の適用)	3
第9条	(身体障害者手帳及び療育手帳の携帯)	3
第10条	(前回使用時の着駅情報がない特別割引用 IC カード)	3
第11条	(無効となる場合)	4
第12条	(使用停止)	4
第13条	(免責事項)	4

(目的)

第1条 この規程は、IC乗車券取扱規程に規定されたIC乗車券のうち、記名式IC乗車券である「第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別ICカード」(以下「特別割引用ICカード」という。)により当社線を乗車する場合の取扱について必要な事項を定めたものである。

(変更)

第2条 当社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

(適用範囲)

第3条 特別割引用ICカードの取扱については、IC乗車券取扱規程のほか、この規程によるものとする。

2 この規程が改定された場合、以後の特別割引用ICカードによる旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

3 この規程に定められていない事項については、旅客営業規則(以下「規則」という。)、身体障害者運賃割引規程(以下「身体障害者割引規程」という。)及び知的障害者運賃割引規程(以下「知的障害者割引規程」という。)等による。

(注) 特別割引用ICカードに関して発行者である株式会社スルッとKANSAIが定めるもの

第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別ICカード利用約款

(用語の意義)

第4条 この規程における主な用語の意義は、IC 乗車券取扱規程の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「本人用カード」とは、当社線で身体障害者割引規程第3条及び知的障害者割引規程第3条に規定する、身体障がい者のうち第1種身体障がい者又は知的障がい者のうち第1種知的障がい者が使用可能な特別割引用 IC カードをいう。

(2)「介護者用カード」とは、身体障がい者及び知的障がい者が本人用カードで当社線を乗車する際、介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引用 IC カードをいう。

(介護者用カードの記名人)

第5条 介護者用カードの記名人とは氏名記載本人をいう。

(使用資格)

第6条 本人用カードは第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者が使用することができる。

2 介護者用カードは IC 乗車券取扱規程第13条第5項第1号によらず、係員が介護能力を有すると認められる者が記名人本人に同行する場合にのみ使用することができる。

(使用方法)

第7条 身体障がい者又は知的障がい者は、当社線を本人用カードを用いて乗車するときは、介護者を同行させ、IC 乗車券取扱規程第11条第1項に規定する方法で同時に入場しなければならない。

2 前項の介護者は必ず身体障がい者又は知的障がい者本人の介護者用カードにて乗車しなければならない。ただし、身体障がい者又は知的障がい者が身体

障がい者用車椅子を使用する場合は、2 人まで介護者を付けることができる。
この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、身体障害者割引規程第 4 条第 2 項及び知的障害者割引規程第 4 条第 2 項の規定に関わらず、両規程第 7 条第 1 項に規定する割引乗車券を購入することができ、当該乗車券にて同行することができる。

- 3** 身体障がい者及び知的障がい者が、本人用カード以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護者は介護用カードで乗車することはできない。

（運賃の適用）

第 8 条 前条に規定する使用方法により特別割引用 IC カードで当社線を乗車する場合、出場時に特別割引用 IC カードに対して、規則第 58 条及び第 59 条に規定する普通運賃の割引率を適用する。

また、小児用の特別割引用 IC カードにあつては規則第 45 条に規定する小児の片道普通旅客運賃に規則第 58 条に規定する割引運賃を適用し、端数計算をした運賃を適用する。この場合、旅客運賃計算上のキロ程の計算方は、規則第 43 条の規定を適用する。

- 2** 介護者用カードを使用する介護者には、規則第 44 条 1 項の規定に関わらず、大人運賃を適用する。

（身体障害者手帳及び療育手帳の携帯）

第 9 条 身体障がい者及び知的障がい者は、当社線を本人用カードを用いて乗車しているときは、身体障害者手帳又は療育手帳を携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

（前回使用時の着駅情報がない特別割引用 IC カード）

第 10 条 IC 乗車券取扱規程第 18 条の規定により、身体障がい者、知的障がい

者又はその介護者から運賃又は不足額を現金で収受する場合で、不正乗車とならない場合は、第 8 条の規定による。ただし、身体障がい者手帳又は療育手帳の呈示がない場合は、第 8 条の運賃は適用しない。

- 2 身体障がい者及び知的障がい者は本人用カード及び介護者用カードの発駅情報の消去処理をする場合に、係員の求めがあれば本人用カード又は介護者用カードを差し出さなければならない。

（無効となる場合）

第 1 1 条 IC 乗車券取扱規程第 16 条のほか、介護者用カードを本人用カードと同時にかつ同区間以外で使用した場合は、無効として回収する。

- 2 IC 乗車券取扱規程第 16 条又は前項により本人用カードを無効として回収した場合、本人の介護者用カードを回収する。また、介護者用カードを無効として回収した場合、記名人の本人用カードを無効として回収する。

（使用停止）

第 1 2 条 IC 乗車券取扱規程第 16 条のほか前条に該当する事実が判明した場合は、特別割引用 IC カードを使用停止することがある。

- 2 前項の規定による使用停止に際し、身体障がい者及び知的障がい者に対し、特別割引用 IC カード発行事業者から情報を得て、勧告する場合がある。

（免責事項）

第 1 3 条 IC 乗車券取扱規程第 16 条及び前条により、特別割引用 IC カードが使用できず、第 8 条に規定する運賃の割引が適用されない場合でも当社はその責を負わない。